3　第一項の確認（同項第二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～六　［略］

七　当該中小企業者が特定後継者（前条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。）を定めたことを証する書類

八　［略］

4　第一項の確認（同項第三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、平成三十六年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

5　都道府県知事は、前三項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは、様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十三により申請者である中小企業者（事業を営んでいない個人を含む。次項において同じ。）に対して通知しなければならない。

6　［略］

（変更の確認）

第十八条　［略］

2　前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第一号ニ又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3・4　［略］

5　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に」とあるのは「様式第二十四による申請書に、」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。

7　前条第一項第三号の確認を受けた個人事業承継者（法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第七号から第十号までの事由に係るものに限る。）を受けた個人事業承継者を除く。）を変更しようとするときは、新たに個人事業承継者となる個人である中小企業者が認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

8　前条第一項第三号の確認を受けた個人である中小企業者は、第十六条第三号ロ又はハの具体的な計画を変更しようとする場合において、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3　第一項の確認（第二号の事由に係るものに限る。）の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～六　［略］

七　当該中小企業者が特定後継者（前条第一項第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。）を定めたことを証する書類

八　［略］

［新設］

4　都道府県知事は、前二項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5　［略］

（変更の確認）

第十八条　［略］

2　前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ニ又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

1・2　［略］

5　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

［新設］